

建設残土処分場利用の手引

1. 主旨

この手引きは、株式会社森長組(南淡路リサイクルセンター(以下「甲」とする。))が運営する 建設残土処分場(以下「施設」とする。)の円滑な利用に資するため、搬入要領及び留意事項を定めます。

2. 処分場の名称及び所在地

処分場名:南淡路リサイクルセンター 建設残土処分場

所在地 :南あわじ市福良字小松谷甲 1495 番地の 1 外1筆

3. 処分場の管理・運用

「産業廃棄物の不適正な防止に関する条例及び施行規則」(以下「条例等」とする。)に従い、甲が管理運用を行う。ただし、建設残土搬入者(元請・下請等以下「乙」とする。)は甲の適正管理上、ご協力をお願いいたします。

4. 搬入できる建設残土

- ① 国土交通省令平成 13 年 3 月 29 日表-1土質区分基準に示す第 1 種・第 2 種建設発生土及び第 3 種にあって改良材添加等により第 2 種の基準が確保された残土とする。但し、建築物等解体及び有機物系(圃場等表土の割合が多い場合)残土は搬入できないものとします。
- ② 有害物質等の混入なき建設残土
条例等別表 1 に区分された有害物質ごと基準値が定められています確認ください。
※別表 3 に建設残土発生区域と関連物質を確認し、ご対応をお願いします。
- ③「廃棄物処理法」に定められた混入物及び有機系物質混入なき建設残土とします。

5. 行政への報告

特定事業の実施については関係行政(環境課)への事前報告が定められており、事業開始 10 日前までに建設残土処分委託依頼書(以下「依頼書」とする。)を作成し、ご連絡ください。

※詳細については、処理フローをご確認ください

6. 営業時間等

時 間:8:30 ~ 16:30 まで

休 日:土曜・日曜・祝日 及び、南淡路リサイクルセンターの定める日

臨時休場:悪天候及び災害等が発生又は予測された場合

7. 建設残土の確認

安全な運用を規するため 特定事業開始までに建設残土の状態・状況の確認を乙の協力を得 甲が行うことといたします

8. 処分料金及び請求

処分単価は、1,100 円/t(税別)とします。

請求は月末締め翌月 1 日を基本といたします。なお、銀行振込にてお願いいたします。

9. 運行の留意

施設内外の建設残土搬出入の行為により発生した災害・事故等は、搬入者の責において措置をお願いいたします。また、地元住民及び通行車両の優先協力と徐行に努めることをお願いいたします。

10. 特定事業の解除

- ① 申込記載内容に偽り又は関連法令等に抵触することが明らかとなった場合
- ② 関係者が反社会勢力又は密接関係にあることが明らかとなった場合
- ③ 上記 4 条の条件が満たされている残土であっても、施設過般時期等による交通安全に支障をきたす恐れがある又は、受入量規制が生じる恐れを感じた場合

11. その他

関係書類は南淡路リサイクルセンター事務所及び HP から入手できます。

南淡路リサイクルセンター 所長 入谷康允

制定:平成 28 年 7 月 1 日

改定:令和 5 年 6 月 1 日